

東京都スポーツ少年団登録規程

第1条 この規程は、東京都スポーツ少年団規程第6条に基づき、スポーツ少年団・団員・指導者および役職員の登録に関することについて定める。

第2条 登録は、新規登録ならびに更新登録とし、日本スポーツ少年団所定の用紙によって行なう。

2 新規登録は、当該年度に新しく結成した単位スポーツ少年団並びに指導者となった者の登録とする。

3 更新登録は、前年度にひきつづいて登録する単位スポーツ少年団並びに指導者の登録とする。

第3条 各区市町村スポーツ少年団本部は、単位スポーツ少年団の登録をとりまとめ、毎年7月31日までに登録用紙に記入し登録料をそえて、東京都スポーツ少年団へ提出する。

第4条 登録料は次に定めるとおりとする。

(1) 団員登録 年額1人当たり500円

(含 日本スポーツ少年団登録料300円)

(2) 指導者登録 年額1人当たり1,200円(含 日本スポーツ少年団登録料700円)

(3) 役員登録 年額1人当たり800円

(含 日本スポーツ少年団登録料700円)

第5条 登録を認定した団には認定証を交付する。

2 登録した団員には団員証を交付する。

3 登録した指導者には指導者証を交付する。

4 登録した役員には役員証を交付する。

第6条 この規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、東京都スポーツ少年団常任委員会の承認を得て、施行細則を別に定めることとができる。

第7条 この規程は、東京都スポーツ少年団委員総会の承認を得て変更することができる。

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

1 この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成元年4月1日から施行する。

3 この規程は、平成7年4月1日から施行する。(登録料改定)

4 この規程は、平成13年4月1日から施行する。(登録料改定)

5 この規程は、平成23年12月14日理事会議決により一部改正。

6 この規程は、公益財団法人東京都体育協会の設立登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

7 この規程は、平成27年3月19日、東京都スポーツ少年団委員総会で同意。(第6条から第8条追加)

8 この規程は、平成27年3月27日理事会議決により一部改正。

9 この規程は、平成27年4月1日から施行する。